平成２２年（フ）第５６７号
和歌山県岩出市山194番地の６
破産者　島津印刷所こと　島津　一也
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８１号
和歌山市坂田480番地の２
破産者　津野　和夫
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８６号
和歌山市鷹匠町５丁目８番地　グリーンクレストＡ棟103号
破産者　湯川　裕文
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９４号
和歌山市杭ノ瀬226番地の１　Ｅ号
破産者　Ｗｈｅｅｌ　Ｗｒｉｇｈｔ　Ｋこと　鬼塚　勝樹
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６号
福岡県直方市大字中泉1120番地、住民票上の住所福岡県直方市大字感田2100番地１
破産者　堀　　一一
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５８号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１　エミネント富の原105号、破産開始決定時の住所長崎県大村市池田１丁目48番地１
破産者　川原　益己
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
熊本県菊池郡大津町吹田1302―39、住民票上の住所熊本市戸島西１丁目29番31―1001号
破産者　緒方　龍子
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０８１号
福岡市西区生の松原２丁目６番21号
破産者　橋本公伸こと　橋本　　晋
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２号
釧路市文苑４丁目63番11号
破産者　松田　　肇
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
釧路市材木町５番23号
破産者　本間　俊孝
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
水戸市西原１丁目７番33号
破産者　大久保雅一
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５２号
水戸市大工町３丁目９番16号
破産者　大久保英次
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７６号
茨城県水戸市袴塚１丁目４番16号
破産者　加藤木　進
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４２号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅４―３―４号、旧住所茨城県ひたちなか市海門町２丁目５番43号　メゾン宮崎Ｂ102号
破産者　平山　清一
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７８号
埼玉県東松山市大字東平2022番地
破産者　保住　　博
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８６号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地56棟304号
破産者　柴崎　正樹
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県篠山市古市７番地
破産者　小林　富郎
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
兵庫県揖保郡太子町東南58番地２
破産者　中井　　香
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市連島中央１丁目５―10、住民票上の住所岡山県倉敷市連島１丁目14番５号、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島中央１丁目５―16
破産者　西岡　智美
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係